

2025年日本国際博覧会 会場外駐車場 環境影響評価準備書の縦覧及び意見書の受付を開始します

堺市環境影響評価条例に基づき、事業者である公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会から堺市に「2025年日本国際博覧会 会場外駐車場 環境影響評価準備書」が提出されました。これを受け、堺市では、同準備書の縦覧及び意見書の受付を行います。

1 事業の概要

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 事業者の名称 | 公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会 |
| (2) 対象事業の名称 | 2025年日本国際博覧会 会場外駐車場 |
| (3) 事業実施区域 | 堺市堺区築港八幡町地内及び匠町地内 |
| (4) 関係地域 | 堺市堺区 |
| (5) 準備書の概要 | 別紙のとおり |

2 縦覧場所及び期間

(1) 場所

○堺市 環境局 環境保全部 環境共生課

(堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階 直通 072-228-7440)

○公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会

(大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎43階 直通 06-6625-8678)

(2) 期間

令和5年5月19日(金)から令和5年7月3日(月)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

(3) 時間

午前9時から午後5時30分まで

なお、同日より市政情報センター及び堺市ホームページでもご覧になれます。

【堺市ホームページ URL】

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo_hozen/kankyoassessment/tetsuzuki/expo2025.html

3 意見書の受付

縦覧期間中に準備書に対する環境の保全の見地からの意見書を受け付けます。

(1) 提出先

堺市 環境局 環境保全部 環境共生課

(〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所高層館 4 階 直通 072-228-7440)

(2) 提出方法

郵送又は電子メール (kankyo@city.sakai.lg.jp)

(3) 意見書の記載事項 (様式は自由です)

ア 氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見

なお、受け付けた意見書については、縦覧期間の終了後、速やかに当該意見書の写しを事業者に送付し、当該意見書の概要を記載した書類を縦覧します。

4 事業者による準備書に関する説明会

縦覧期間中、事業者による準備書に関する説明会が開催されます。

(1) 日時

令和 5 年 6 月 18 日 (日) 午後 2 時から

(2) 場所

サンスクエア堺 (堺市立勤労者総合福祉センター) 第 1 会議室 (堺市堺区田出井町 2-1)

(3) 定員

100 名 (先着順)

5 備考

【環境影響評価制度】

環境に影響を及ぼすおそれのある事業の内容を決めるに当たって、事業者自らが調査・予測・評価を行い、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作成する趣旨の制度です。

【環境影響評価準備書】

事業者が、事業の実施による環境への影響について調査・予測・評価を行った結果や環境の保全のための措置を検討した結果等を記載した書類のことです。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課 : 環境局 環境保全部 環境共生課 電 話 : 072-228-7440 ファックス : 072-228-7317
----------------------------	---

2025 年日本国際博覧会 会場外駐車場 環境影響評価準備書の概要

1. 事業概要

- 事業の名称 : 2025 年日本国際博覧会 会場外駐車場
- 事業の種類 : 駐車施設 (2,000 台以上) の設置
- 事業計画の位置 : 堺市堺区築港八幡町地内及び匠町地内 (下図参照)
- 事業の目的 : 2025 年日本国際博覧会 (略称「大阪・関西万博」) では、会場となる夢洲 (大阪市) への一般の自家用車の乗り入れを原則禁止とし、会場から概ね 15km 圏内に設ける会場外駐車場でバスに乗り換えるパークアンドライド方式を採用することとしています。本事業は、会場外駐車場の予定地の一つとして、堺市堺区に駐車施設を設置することを目的としたものです。

- 開発区域面積 : 約 91,000 m²
- 駐車台数 : 約 2,000 台
- 供用予定期間 : 2025 年 4 月から 2025 年 10 月まで

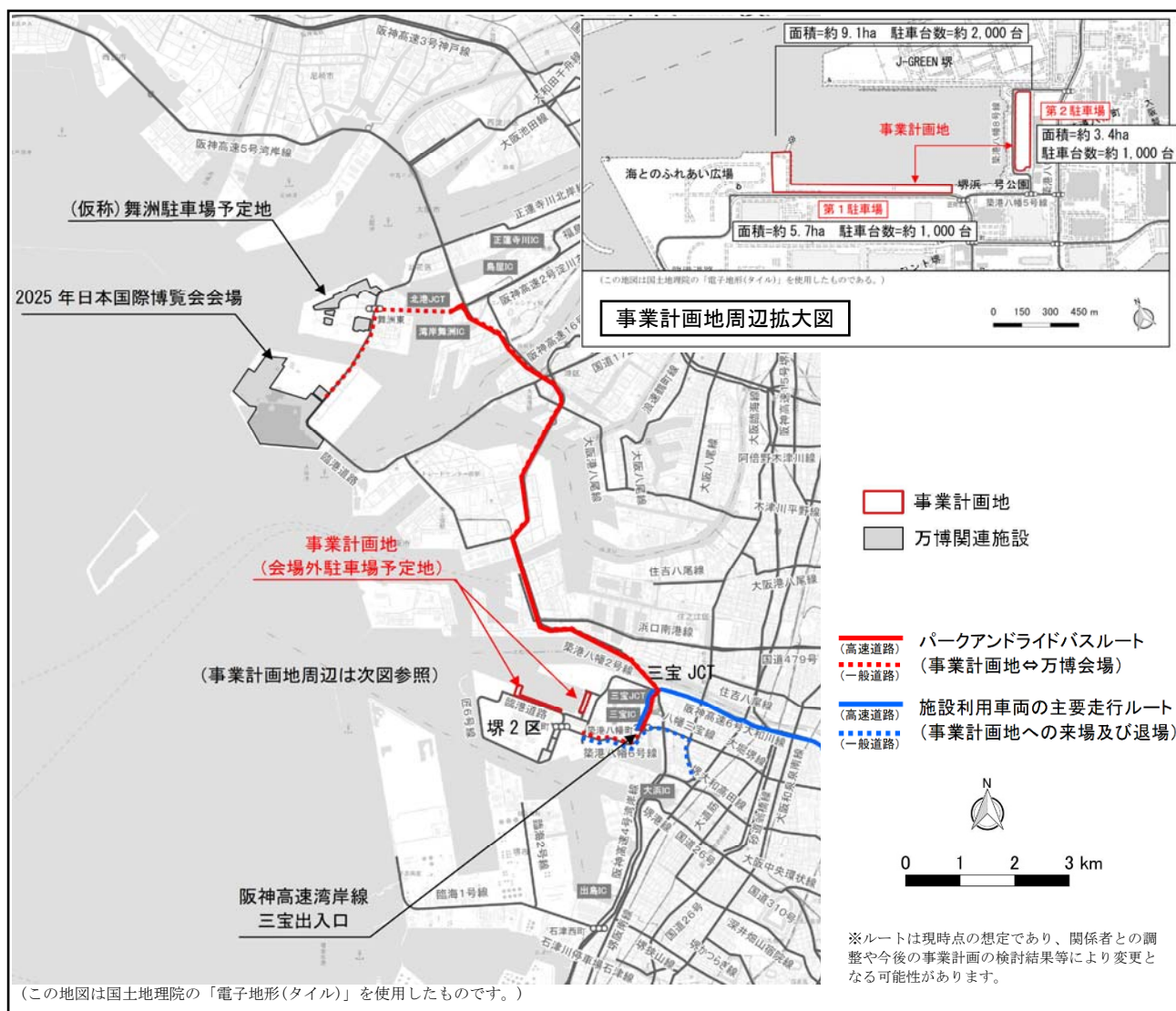


図1 事業計画地の位置図

2. 環境影響評価の項目

事業特性及び地域特性を勘案して抽出した環境影響要因より表 1 に示す環境影響評価項目を選定しました。

なお実施計画書では、水質・底質及び海域生態系についても環境影響評価項目（参考）として選定していましたが、万博会場までの船舶輸送の実現性が現段階で極めて低いことから、環境影響評価項目（参考）から除外しています。

表 1 環境影響評価項目

環境要素		環境影響要因				
項目	細区分	工事の実施			施設の存在	施設の供用
		造成・解体等 施工の影響	工事用車両の 走行	建設機械の 稼働	施設の 存在	施設の供用 (施設利用車両の 走行等)
大気質	窒素酸化物		○	○		○
	浮遊粒子状物質		○	○		○
騒音			○	○		○
振動			○	○		○
土壌汚染		○				
光害						○
陸域生態系	陸生生物			○	○	○
	陸域生態系			○	○	○
人と自然との触れ合い活動の場			○	○		○
地球環境	地球温暖化		○	○		○
廃棄物等	産業廃棄物	○				
	発生土	○				
安全	交通		○			○

○：環境影響評価項目として選定

3. 環境影響評価の調査・予測・評価結果の概要

抽出した環境影響評価項目について、既存資料の収集・整理・解析及び現地調査を実施し、事業計画地及びその周辺の現況を把握した上で、本事業による環境影響の予測・評価を行いました。

表 2 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の結果（1/3）

環境影響評価項目			現地調査 結果	予測結果	評価	
					評価基準及び内容	結果
大気質	工事の 実施	建設機械の稼働に係る 排出ガス(長期予測)	— (既存資料 調査)	NO ₂ (二酸化窒素) : 0.031 ppm SPM(浮遊粒子状物質) : 0.043 mg/m ³	[環境基準 ^{*1}] NO ₂ : 0.06 ppm 以下 SPM : 0.10 mg/m ³ 以下	○
		工事用車両の走行に 係る排出ガス		NO ₂ : 0.032~0.039 ppm SPM : 0.043~0.044 mg/m ³		○
		建設機械の稼働に係る 排出ガス(短期予測)		NO ₂ : 0.093 ppm SPM : 0.113 mg/m ³	[環境基準等 ^{*1}] NO ₂ : 0.2ppm 以下 SPM : 0.20mg/m ³ 以下	○
	施設 の 供 用	施設利用車両の走行に 係る排出ガス	— (既存資料 調査)	NO ₂ : 0.032~0.037 ppm SPM : 0.043~0.044 mg/m ³	[環境基準 ^{*1}] NO ₂ : 0.06ppm 以下 SPM : 0.10mg/m ³ 以下	○

※1 予測評価地点に対して、用途地域の関係等から環境基準又は要請限度等の基準が適用されない場合については、土地利用の動向等を勘案し、評価を行っています。

表2 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の結果 (2/3)

環境影響評価項目			現地調査結果	予測結果	評価	
					評価基準及び内容	結果
騒音	工事の実施	建設機械の稼働に係る騒音	[環境騒音] 昼間：46～57 dB 夜間：42～51dB	81～82 dB	[騒音規制法*1] 85dB 以下	○
		工事用車両の走行に係る騒音		昼間：59～73 dB		×**2
	施設の供用	施設利用車両の走行に係る騒音	[道路交通騒音] 昼間：58～73 dB 夜間：51～70 dB	昼間：63～73 dB 夜間：60～70 dB	[環境基準*1] 昼間：70dB以下 夜間：65dB以下	×**2
振動	工事の実施	建設機械の稼働に係る振動	[環境振動] 昼間：<25～28 dB 夜間：<25 dB	63 dB	[振動規制法*1] 75dB 以下	○
		工事用車両の走行に係る振動		[道路交通振動] 昼間：<25～56 dB 夜間：<25～50 dB	昼間：29～56 dB	[要請限度*1] 第1種区域 昼間：65 dB以下 夜間：60 dB以下 第2種区域 昼間：70 dB以下 夜間：65 dB以下
	施設の供用	施設利用車両の走行に係る振動	「<25」は振動レベル計の測定下限値(25dB)未満であることを示す。	昼間：48～57 dB 夜間：46～56 dB		○
土壌汚染	工事の実施	造成・解体等施工に係る影響	— (既存資料調査)	工事の実施により掘削土の発生が予測されるが、出来る限り事業計画地内での盛土等に活用し、搬出を抑制するとともに、建設発生土は適切に処分する。	特定有害物質の状況	○
光害	施設の供用	施設の供用に係る影響	[周辺の現況照度] 海域：0.10～0.39 lx 緑地：0.11～0.86 lx 社員寮：0.33 lx 歩行者：0.10～16.12 lx	本事業では駐車場外の照射を最小限にする計画であり、施設の供用による漏れ光が及ぼす影響は小さいと予測される。	周辺施設への照明施設の漏れ光	○
陸域生態系	工事の実施	建設機械の稼働に係る影響	[重要な種の確認状況] 哺乳類：1種 (イタチ属) 鳥類：8目15科17種 (コチドリ他) 爬虫類・両生類：1種 (ニホンカナヘビ) 昆虫類等：4目5科5種 (ジュウサンホシテントウ他) 植物相：2科2種 (ハマヒルガオ他)	環境影響の程度が小さい：11種 環境影響がない：15種	陸生生物 陸域生態系	○
	施設の存在	施設の存在に係る影響		環境影響の程度が小さい：8種 環境影響がない：18種		○
	施設の供用	施設の供用に係る影響		環境影響の程度が小さい：11種 環境影響がない：15種		○

※1 予測評価地点に対して、用途地域の関係等から環境基準又は要請限度等の基準が適用されない場合については、土地利用の動向等を勘案し、評価を行っています。

※2 一部の予測結果で環境基準を超過していますが、現況で環境基準を超過しており工事用車両及び施設利用車両の走行による増分は0.1dBで現況とほぼ同程度と予測されます。

表2 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の結果 (3/3)

環境影響評価項目			現地調査結果	予測結果	評価	
					評価基準及び内容	結果
人と自然との 触れ合い活動の場	工事の実施	建設機械の稼働に係る影響	<p>[海とのふれあい広場] 散歩や犬の散歩・ドッグランの利用が多い。 [堺浜一号公園] 利用者は比較的少なく、自転車や徒歩による散歩や休憩の利用が多い。 [堺浜自然再生ふれあいビーチ周辺] 利用者は比較的少なく、自転車による休憩や散策の利用が多い。 [J-GREEN堺] サッカー利用がほとんどでサイクリングコースの利用は少ない。</p>	<p>工事の実施及び施設の供用に伴い、人と自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすことが考えられる大気質、騒音、振動について、その影響は小さいと予測された。また、人と自然との触れ合い活動の場の利用については、工事用車両及び施設利用車両によるアクセスルートの分断・消滅はなく、歩道等も適切に確保されており、その影響は小さいと予測される。</p>	利用環境の変化の程度	○
		工事用車両の走行に係る影響			利用環境の変化の程度	○
	施設の供用	施設利用車両の走行に係る影響			利用環境の変化の程度	○
地球環境	工事の実施	建設機械の稼働に係る二酸化炭素	<p>— (既存資料調査)</p>	<p>116 t-CO₂</p>	二酸化炭素排出量	○
		工事用車両の走行に係る二酸化炭素			242 t-CO ₂	二酸化炭素排出量
	施設の供用	施設利用車両の走行等に係る二酸化炭素			<p>環境保全対策を講じた場合の二酸化炭素排出量は、約2,261t-CO₂/期間であり、環境保全対策を講じない場合と比較すると、環境保全対策を講ずることにより約59%の削減効果があると予測される。</p>	二酸化炭素排出量
廃棄物等	工事の実施	造成・解体等施工に係る廃棄物	<p>— (既存資料調査)</p>	<p>工事の実施に伴う廃棄物発生量は5,755 t、リサイクル量5,542 t、処分量213t、リサイクル率は約96.3%と予測される。また、約2,800m³の発生土は、事業計画地内での盛土等に可能な限り用い、搬出抑制を図る予定である。</p>	廃棄物、発生土の種類及び発生量等	○
安全(交通)	工事の実施	工事用車両の走行に係る交通安全への影響	<p>[臨港道路の交通量] 平日 自動車：1,800台/日 歩行者：175人/日 自転車：290人/日 休日 自動車：3,400台/日 歩行者：187人/日 自転車：683人/日</p>	<p>工事中における工事用車両の占める割合は、1.1~11.3%程度と推計され、工事用車両の走行による交通流への影響は小さいと予測される。また、工事用車両の主要走行ルートには、歩道が連続的に整備されていることから、工事中も歩行者の安全な通行が確保されている。</p>	交通安全への影響の程度	○
		施設の供用			施設利用車両の走行に係る交通安全への影響	<p>[大阪臨海線の自動車交通量] 平日48,100~49,900台/日 休日34,100~37,500台/日</p>

4. 環境の保全のための措置

環境影響評価の調査・予測・評価の結果をふまえ、以下のような環境保全措置を実施します。

表5 環境保全措置 (1/2)

区分	内容
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害バスの導入（パークアンドライドバス）及び適切な整備・点検の実施 ・施設利用車両の駐車場内でのアイドリングストップの推進、空ふかし防止等の呼びかけ ・公共交通の利用呼びかけや駐車場の事前予約制の導入による交通の抑制・分散 ・案内看板等による施設利用車両の適切な敷地内の誘導 ・排ガス対策型建設機械の使用及び適切な整備・点検の実施 ・工事の効率化・平準化による工事用車両台数の削減及び建設機械の同時稼働等の回避 ・工事用車両の過積載の防止、積み荷の安定化、空ふかしの禁止等適切な運行等の指導 ・工事用車両の走行ルートや時間帯の計画的な運行管理
騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害バスの導入（パークアンドライドバス）及び適切な整備・点検の実施 ・施設利用車両の駐車場内でのアイドリングストップの推進や低速走行等の呼びかけ ・案内看板等による施設利用車両の適切な敷地内の誘導 ・公共交通の利用呼びかけや駐車場の事前予約制の導入による交通の抑制・分散 ・低騒音型建設機械の使用及び適切な整備・点検の実施 ・工事の効率化・平準化による工事用車両台数の削減及び建設機械の同時稼働等の回避 ・工事用車両の過積載の防止、積み荷の安定化、制限速度の遵守等適切な運行等の指導 ・工事用車両の走行ルートや時間帯の計画的な運行管理
振動	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害バスの導入（パークアンドライドバス）及び適切な整備・点検の実施 ・施設利用車両の駐車場内でのアイドリングストップの推進や低速走行等の呼びかけ ・案内看板等による施設利用車両の適切な敷地内の誘導 ・施設利用車両や工事用車両の出入口の段差解消による振動の発生抑制 ・公共交通の利用呼びかけや駐車場の事前予約制の導入による交通の抑制・分散 ・低振動型建設機械の使用及び適切な整備・点検の実施 ・工事の効率化・平準化による工事用車両台数の削減及び建設機械の同時稼働等の回避 ・工事用車両の過積載の防止、積み荷の安定化、制限速度の遵守等適切な運行等の指導 ・工事用車両の走行ルートや時間帯の計画的な運行管理
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法及び大阪府生活環境保全等に関する条例に基づく工事着手前の手続き等の実施 ・土壌掘削時の散水等による土壌飛散の防止 ・工事用車両の出場時におけるタイヤ等洗浄の実施 ・地表面の舗装等による供用中の土砂への接触・飛散の防止
光害	<ul style="list-style-type: none"> ・直接光が敷地外へ届かない適切な照明配置 ・必要に応じ遮光ルーバー付照明の設置
陸域生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・走光性昆虫類の誘引抑制に配慮した照明施設の設置 ・生物の生息・繁殖環境に配慮した工事の工法、実施時期、実施時間等の設定 ・事業計画地内におけるコチドリやケリの営巣防止
人と自然との 触れ合い 活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・事前予約制の導入、施設利用状況等の情報提供 ・事業計画地を利用する車両の出入りに関する交通誘導員等の配置 ・施設供用中に観察会等のイベント開催が可能な門扉等の設置及びアクセスの確保 ・環境対策型建設機械の使用及び適切な整備・点検の実施 ・必要に応じて工事区域周囲の仮囲いの設置 ・工事用車両の走行ルートや時間帯の計画的な運行管理、必要に応じ警備員の配置 ・工事の効率化・平準化による工事用車両台数の削減及びレクリエーション利用に配慮した施工計画 ・工事中の観察会等のイベント開催時には、事前に主催者と調整し利用の安全性を確保

表 6 環境保全措置 (2/2)

区分	内容
地球環境 (地球温暖化)	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害バスの導入（パークアンドライドバス）及び適切な整備・点検の実施 ・施設利用車両の駐車場内でのアイドリングストップの推進、空ふかし防止等の呼びかけ ・公共交通の利用呼びかけや駐車場の事前予約制の導入による交通の抑制・分散 ・案内看板等による施設利用車両の適切な敷地内の誘導 ・駐車場照明灯の効率的な配置、LED 灯の採用 ・管理運営施設における省エネ型の空調機器、電灯等の採用 ・排ガス対策型建設機械の使用及び適切な整備・点検の実施 ・工事の効率化・平準化による工事用車両台数の削減及び建設機械の同時稼働等の回避 ・工事用車両の過積載の防止、積み荷の安定化、空ふかしの禁止等適切な運行等の指導 ・工事用車両の走行ルートや時間帯の計画的な運行管理
廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律等に基づき適切な処理の実施 ・掘削土の場内利用による建設発生土の発生抑制 ・施設に係るリース品活用による廃棄物の発生抑制 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく埋設廃棄物の適正な処分 ・建設リサイクル推進計画における再資源化率等の目標の達成に向けた再資源化の推進
安全 (交通)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用呼びかけや駐車場の事前予約制の導入による交通の抑制・分散 ・施設利用車両を誘導する案内看板や誘導員の適切な配置 ・施設利用車両に対する制限速度遵守の呼びかけ ・施設利用車両や工事用車両の出入口付近における誘導員の配置 ・夜間や休日における工事区域の施錠の実施 ・工事の効率化・平準化による工事用車両台数の削減 ・工事用車両の走行ルートや制限速度の遵守等適切な運行の指導